

議事日程第2号

平成28年6月8日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

税務課長 若尾要司君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

税務課長（若尾要司君）

おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一昨日開催の本会議におきまして、私が御説明
明申し上げました説明の内容に一部誤りがございましたことを、ここで訂正させていただきます。

承認第3号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の提案理由
説明におきまして、資料つづり1ページ、概要1番目に御説明申し上げました法人町民税の法
人税割税率改正の施行日を、平成29年4月1日と申し上げるべきところを平成24年4月1日と
誤って御説明申し上げました。施行日につきましては、資料にお示ししてありますとおり平成
29年4月1日からでございます。口頭の説明内容について訂正させていただくとともに、説明
に誤りがございましたことをここにおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでし
た。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 加藤保郎君、11番 岡本隆子さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、さきに提出しました通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、平成28年4月14日、九州地方で発生しました熊本地震により被災されました皆さんに対しまして、一日にも早く復興、再建されますよう、心からお見舞いを申し上げます。

では、今回の私の質問は、太陽光発電について、この1点のみを質問させていただきます。

東日本大震災により、原子力発電所の稼働停止により電力の供給が逼迫したことから、分散型の電源として再生可能エネルギー発電の必要性が高まり、平成24年7月に再生エネルギーの全量買い取り制度が開始されたことにより、全国で太陽光発電施設の設置が急速に進んでおり、これに伴う諸問題も発生している状況にあります。

決してこの再生エネルギー発電である太陽光発電を否定するものではありませんが、これから設置に当たり、地元住民との合意形成がなされていないまま、農地、山林に突如として太陽光発電施設が設置され、その設置状況から、周辺農地への影響や、山林では樹木の伐採により豪雨時に土石流出を誘発し、土石災害の発生が懸念をされているほか、太陽光パネルを固定する基礎や支柱の状況から、台風や突風などの自然災害によって、昨年であります。群馬県で発生した太陽光パネルが吹き飛ばされるような事故が起きないとも限りません。このような状況から、近隣住民への被害や事故が懸念されているところであります。

現在、御嵩町内でも太陽光発電施設が見受けられておりますが、伏見・高倉地区内の太陽光発電施設でも、既に自治会から不安な声を耳にし、この自治会住民が昨年12月からです。3度住民説明会を開き、業者より事業内容説明、現地説明会を行っております。私も同席はいたしました。住民の要望などを行い、私も現地を数回確認したところであります。要望内容については、何も解決しておりません。ここ数カ月、業者側と自治会住民との接触もないようであります。

私ごとであります。現在、御嵩町内には自然、緑豊かな森林が多くありますが、一度切り倒されたら再生までには時間がかかります。森林を潰してまで太陽光発電をふやす必要はあるのでしょうか。伏見、高倉、山田、洞地区より東へ、上之郷地区までを言っておりますが、各地の自然、緑豊かな森林を守っていくべきだと思います。

近隣市町でも、国による有益な法律も県や市町による条例もなく、業者のやりたい放題で困ったものだとの声も多く聞くところであります。さらにこの太陽光発電施設が、その寿命を終

えたときの廃棄処分はどのようになるのか。今後、排出量が急増することが予測される中で、現時点では、処理システムが確立をされていないとお聞きをしていますが、どうでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。

この太陽光発電施設が御嵩町にとって有益な施設として受け入れられるよう、特に農地や森林における太陽光発電施設の設置に係る地元説明や設備の適切な維持管理、事業の撤退に伴う設備廃止時の適正な処理、適正な跡地利用など、「環境モデル都市みたけ」にふさわしい、質の高い安心・安全な住環境の保全や良好な自然環境の保全をしつつ、太陽光発電施設との共存を図ることのできる御嵩町独自の条例を設定することはできないのか。そして本町より、県・国に条例や法律の制定の必要性を発信することはできないかをお尋ねいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

答弁者、企画調整担当参事 森島嘉人君。

企画調整担当参事（森島嘉人君）

町長が御答弁される前ではございますが、まずもって、私から条例の検討内容等についてお答えいたします。

議員の御質問にもありましたとおり、太陽光発電施設がこの御嵩町にとって有益な施設として受け入れることができるためには、質の高い安全・安心な住環境や良好な自然環境の保全が必要であると認識しております。そのため、議員から御提案のありました町独自の条例について、現在、まさに町としても検討を進めているところでございます。

現在の段階における具体的な検討内容でございますが、太陽光発電の設置を行う上での基本理念を定めるとともに、町内で太陽光発電を行う者について、あらかじめ町に必要事項を届け出るといったことを行っていただくほか、発電施設の設置後においても、当該施設の適正な維持管理や用途廃止後における適正な廃棄処分を行うこととし、町に対する報告等を必要に応じて求めることとしております。

今後も他法令との関係など、さまざまな問題点を整理していくとともに、関係省庁や他の自治体における太陽光発電の設置等に係るガイドライン等も参考にしながら、また必要に応じて県からのアドバイスをいただきつつ、条例の制定に向け、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早々と県から派遣の森島参事のほうから答弁をしていただきました。彼がきょうは議会デビ

ューということで緊張しているようでありますけれど、今、大変重要な重い仕事をいただいていますので、秋にはおおむねがわかってくるというふうに思います。

伏屋議員の太陽光発電施設についての質問に、私の考え方等も含めてお答えしたいと思います。

東日本大震災を機会に再生可能エネルギーの導入普及に力が注がれることとなりました。特に太陽光発電というのは、個人でも、企業でも、行政であっても導入しやすさという意味では大変優等生であります。御嵩町も環境モデル都市ということでもあり、補助制度を実施していることは議員の皆さんも御承知のとおりであります。ただ、非常に残念なことなのですが、こういう現象は必ず起きてくるわけですが、普及が定着し軌道に乗りますと、必ず出現してくるのが行儀の悪い業者です。特に環境分野であるとか、福祉分野にそうした事業者が多いと感じているのは私だけではないと思っております。そこで困るのは、真面目で良識的な事業者であり、また地域住民であります。

私は、法というのは性善説を基本とし、制定されているものと考えております。私たちは日常生活において、法律を意識して生きているわけではありません。常識、良識を意識しながら生きています。行儀が悪いというのは、その常識や良識に欠けているということ进行うのだと思います。しかし、残念でありますけれど、司法の場で争うとなると法律や条例という武器がない限り争えない、司法とはそういうものであるということになります。

先日、多治見市長の推薦もありまして、東京で開催された環境自治体会議に出席をいたしました。正規メンバーではなく、推薦で準会員のような出席の仕方でありましたが、参加をさせていただきました。この会議の中で、やはり同様の問題が全国で発生していることがわかりました。

私も発言を求められましたので、この件についての問題提起をいたしましたし、今、条例制定に向けて動いているということもお話をさせていただきました。いずれも懸念を持っておられる内容については、同じであります。ただ、そこにも環境省の担当者がお見えになりました。答弁を求めたんですけど、残念ながら上位法での縛りについてはまだ動きは全くないと、非常に腰の引けた状況でありました。結果的に言えば、ますます町独自の条例の制定が必要になったなという気持ちになりました。

また、今月29、30日には、全国産廃連の会議がございます。愛知県西尾市が加盟されたということで、西尾市の産廃問題が議論の中の中心になってくるようでありますけれど、時間の許す範囲で、私も会長から副会長に役を交代しておりますが、昨年12月に行われました那須塩原市の市長選挙で、前々栗川市長の意思を継いだ当時の副市長さんが当選をされました。4年間、この全国産廃連も大変低調でありましたけれど、意思を継ぐという方が市長になっておられますので、この方に会長に就任していただくということを前提で開かれる会議であります、少

なくともそこで、この問題については問題提起をした上で、これから国のほうにも働きかけていくという提案をしてみたいと思っております。

地元でもできることはありますので、少なくとも議員の皆さんにもお付き合いのある国会議員の皆さんにも、まあ立法府の方ですが、こうした問題が起きている。したがって、法律上の規制が必要だということをしっかりと直接訴えていただける機会も多くあるかと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんにもそうした行動を起こしていただきたいと、このように思っております。

条例制定に至った経緯というのは、例えば先ほど森島参事が言いましたように、地元との調整ができていない計画は停止をさせることができないのかであるとか、電力会社を買電に応じさせないとか、町の働きかけをすることによって、そういう方策はないのかとか、それによって行儀の悪い業者に対してプレッシャーをかけられないのかということをいろいろ調べました。残念ながら、現行法ではそれもできないということがわかりましたので、やはり町独自の条例で、上位法を意識していくと大変残念な位置づけになってくるかとは思いますが、持ったほうが縛りにはなるということは考えていますので、伏屋議員から情報をいただいて以降、もう既に4月からこの条例の制定については調査を始め、ほかの法令と比較をしながら、ほかの法令と背反するようなことがあってはいけませんので、その調整をしているということになります。

目標は、森島参事が申し上げたように、大変タイトなスケジュールになるんですけど、一応本年の9月上程を予定しております。ただ、先ほど申し上げたように、他の法制度について調査をしながらの作業になりますので、9月に間に合うかどうかという今現在ではぎりぎりの状態であると報告を受けておりますので、最悪の場合は12月ということになるかもしれませんが、あくまでも来年29年度の4月1日をめどに条例の制定に向かいたいと。施行のほうを4月1日を目標にしたいということを考えております。そうなりますと、これからの半年余りで滑り込みということもありますので、議員の皆さんは各地域におられますから、いろんな情報を得て提供していただきたいと、このように思っております。

御嵩町がつくろうとしている条例については、全国でも先駆的な条例になるであろうと考えております。私どもが条例を制定することによって、逆に法制度に一石を投じることができたらと考えております。地域住民の安心・安全ができ得る限り担保できる、そんな条例にしたいと思いを込めてつくりたいと思っておりますし、私が心配しているのは、工場の上に上げている太陽光であるとか、一般住宅の上に上げている太陽光、これについては余り心配はしていません。ただ、農地を太陽光発電所にしておられる方々は、相続をしたような方が、本当に引き継いでいって撤去までされるのかということを考えてみると大変不安になってくる。これは第二の空き家問題にも相当してくると考えておりますので、そうした高度な内容も含む条例の制定を

していきたいと、このように考えておりますので、議会の皆さんも現状を情報としていろいろいただきながら、御協力のほどをよろしく願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

私もそれなりにいろいろ調べてきておりますが、今、町長の答弁で、私自身納得をしましたので、これにて私の質問は終わりにいたします。

議長（大沢まり子君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、きょうは2点について質問をさせていただきます。

1点目についてでございますが、美佐野町有地でのリニア残土処分の安全性を問うということで質問をいたします。

リニア残土処分につきましては、平成27年第4回定例会一般質問で、谷口議員がリニア中央新幹線事業における建設発生土の活用についての質問をされまして、それに対して葛西参事が、民地も含めて2カ所の候補地の情報提供をし、今後は環境に係る調査が実施され、リニアの建設発生土の活用する候補地となるかどうか検討されているという御答弁をされました。

さて、2003年ですけれども、このときに東海環状自動車道トンネル掘削土によるお隣の可児市久々利川流域水質汚染事件が起きています。地層の中に含まれている黄鉄鉱などの硫化鉱物が掘り起こされると、酸素を含んだ雨水や地下水と接触し、硫酸が生成し溶け出します。生成した硫酸は、カドミウムや亜鉛などの重金属類を溶かし出し、土壌や河川を汚染したという事件です。

地域住民の簡易水道付近の谷間が残土埋立地となったので、飲料水としては使えなくなり、また河川の水で米づくりなどをしていた方は、その後、米づくりができなくなってしまいました。10年以上経過した現在でも水処理がなされ、水質の管理、調査がなされています。一たび汚染されてしまうと、もとは戻らないということです。

犬山市から可児市、御嵩町にかけての地域は、砂岩やチャートを主とした美濃帯と呼ばれる地層が分布しています。この地層には黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれており、これらが地中にあるうちはよいのですが、掘り起こされると酸素と化学反応を起こすわけです。美濃帯を掘り起

こして汚染が起きたのは、それ以前にもあります。1973年に愛知県犬山市池野地区、楽田地区、羽黒地区で稲が黄色くなる現象が起きたことで発覚した大規模な汚染事件も久々利と同様の理由からです。第2次世界大戦中は、美濃帯で銅やマンガンを掘るための鉱山もあったくらいです。この美濃帯は掘り起こすと何か汚染を引き起こすかもしれないという不安は拭い切れません。

御嵩町美佐野の残土処分予定地付近には、古屋洞川、そして押山川が流れておりますし、それは可児川に注いでいます。可児川の環境汚染が懸念されます。

そこで質問の1つ目でございますが、美佐野町有地と民地をリニア残土処分の処分場にするることについて、このような過去の事例から考えて、土壌汚染や河川の汚染の危険性についてはどのようにお考えでしょうか。これが1点目の質問でございます。

次に、町民への情報提供のあり方について伺います。

来年で小和沢の産廃処分場建設計画についての住民投票からはや20年になります。当時問題になったのは、処分場計画が住民にほとんど知らされることなく進められたということです。

「情報をおてんとうさまにさらすということです。太陽光線には殺菌力がありますから、ばい菌は死にます」と、これは中坊公平さんの言葉でしたし、元御嵩町長の柳川喜郎氏は、町の情報公開条例を制定されました。情報公開の大切さということ強く訴えていらっしゃいました。

私は、平成27年第1回定例会の一般質問で、リニア中央新幹線工事に伴う残土処分について質問をしました。残土埋め立てについて、どのようにして住民に対して情報提供していくのかという質問に対して、「JR東海の事業であるため、JR東海が説明会を開いており、町としては多くの方にそれに参加してもらうよう広報等の協力をしている。また、岡本議員（私）の質問で、町民の方々に現状の進捗状況を知っていただく機会になる」と答弁をされています。つまり、JR東海の事業であるということで、町としての情報提供の具体的な方策は示されませんでした。これはJR東海の事業であると言われますけれども、残土処分の受け入れについては、町がその候補地として手を挙げた、つまり町の意味であると私は考えます。残土処分について、計画の段階から町民に情報提供していくべきではないかと考えます。

そこで2つ目の質問ですけれども、町民への情報提供については、どのように考えていますか。説明会を開くお考えはございますでしょうか、というのが2番目の質問です。

3番目に入ります。

次に、希少生物の保護のあり方について質問します。

同じく一般質問の中で、希少生物についてどのように認識しているかという質問に対しまして、葛西参事は、県知事に対して、町長意見をJR東海に対して希少動植物対策をするよう意見を提出しています。御嵩町として、環境保全に対してJR東海に対して言うべきことは言っ

ていくつもりですと答弁をされています。

御嵩町には、環境基本条例のほか希少野生生物保護条例があります。その希少野生生物保護条例の中で、町の責務として、第3条、町は希少野生生物の生息または生育の状況を常に把握するとともに、その状況に応じて積極的に希少野生生物の保護に関する施策を策定し、これを実施するものとするがあります。埋め立て予定地には多くの希少種が存在しています。これをどのように保護されるのか、お考えをお聞かせください。

以上3点につきまして、まずは御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 森島嘉人君。

企画調整担当参事（森島嘉人君）

岡本議員から3点の御質問がございましたので、順にお答えさせていただきます。

まず1点目の質問についてお答えします。

J R東海のリニア中央新幹線事業に係るリニア建設発生土活用につきましては、昨年3月の定例会で前任の企画調整担当参事から御答弁申し上げました、J R東海においてもこれからどうしていくのか検討していく段階と認識しているとの内容から、現在も変わってはいないものと認識しております。よって当該土地については、リニア建設発生土の活用検討候補地ということで県を通じて情報提供を行ったのみであり、J R東海がリニア建設発生土の処分場にするとは決まっているわけではございません。

次に、2点目の質問についてお答えします。

この御質問につきましても、昨年3月の定例会で前任の企画調整担当参事から御答弁申し上げましたとおり、リニア中央新幹線の事業はJ R東海の事業であるため、J R東海が説明を行っているということでございます。

なお、御質問にありました残土処分の受け入れについては、町がその候補地として手を挙げたという点につきましては、当該土地をリニア建設発生土の処分場にするとは決まっているわけではございませんし、一昨年6月議会における山田議員からの御質問に対する町長の答弁でありました、「御嵩町としては、無条件で残土処理を引き受けることは考えていません」との考えについては、現在も変わっておりません。

最後に、3点目の質問についてお答えします。

先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、当該土地については、リニア建設発生土の処分場にするとは決まっているわけではございませんので、その点、十分に御理解いただきたいと思います。

なお、御質問の中にもございました前任の企画調整担当参事の答弁内容として、今後J R東

海によって実施される環境調査やそれに基づいて町有地の活用に当たっては、環境審議会等に御相談することになる。また、御嵩町として環境保全に対して、J R東海に言うべきことは言っていくつもりであるとの考えについては、現在も変わっておりません。

以上3点、御答弁申し上げましたが、前任の葛西参事から御答弁申し上げました状況から何ら変化はございません。今後、状況が変わってきた場合には、当然町としましては、議会及び町民への説明の機会を設けてまいります。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

再質問をさせていただきます。

どれも決まっていけないので答えられないという御答弁ですけれども、これ、決まってしまうと、もうJ Rが決めたことなので、決まったことだということになるのではないかなあとこの思いがいたします。

私が先ほども久々利とか犬山の例を申し上げましたように、御嵩町の真ん中を流れるまさに可児川というのは命の川なんですけれども、その上流部への残土処分を不安に思っている方もいらっしゃるようです。そして行政の役割は、先ほどまさに町長がおっしゃったとおり、住民の安心・安全を守っていくということであると思います。

先ほども言いましたように御嵩町小和沢の産廃計画ですけれども、これは情報公開がされていなかったの、あれだけ大きな問題となり住民投票に至ったわけです。民主主義の学校と言われた住民投票を経験した御嵩町ですから、情報公開の重要性は当然認識されていると思いますが、残土の埋め立てについては、住民に対しての説明は、こここのところを確認したいと思いますが、いつの時期でされるお考えですか。今の御答弁ですと、決まったらということですが、これは町民全体に対して、その決まった時点できちっと町が主体となって説明をされるのか、こここのところを確認しておきたいと思います。これは1点目の質問ですね。

それから次ですけれども、町有地の活用についてはまた審議会に諮る、そしてJ R東海には言うべきことは言っていくということなんですけれども、こういった残土処分に係る各種許認可ですね。どんなものがあるというふうに把握していらっしゃいますでしょうか。そういうことがわかれば、それも教えてください。

以上、2点について再質問をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

何回も同じ質問をされますけれど、ポイントを外しておっしゃっているように感じますので、確認をしておきます。

きょうは黄鉄鉱ですか。前はウランだったと思いますけれど、私は総じて安全なものしか受け入れませんということをこの場で答弁しているはずですが、これを忘れていただいているのは困ります。

J Rが決定したからもうそれで済んでしまうと、今の表現も間違っています。私はJ Rに対して、もう既に、J Rさんが決定されても、最低でも1年ぐらい要りますかねと。町民との合意形成をしなければいけないから早く情報をくれないとそれはできませんよ。そして、その上で受け入れるということは100%決定しているわけじゃありませんよと。お断りするかもしれませんがということも多分この場で答弁として言ったはずですが、それを全て理解していただければ、このような質問にはならないと思っております。

それと情報公開についてでありますけれど、やはり過去のことですので、きちんとした分析をしなきゃいけない。実は平成3年の10月か11月、2カ月間にわたって御嵩町は広報で産廃処分場の受け入れ計画があるということを知らせているんです。我々町民が知らなかっただけでスルーしてしまって、我々は平成4年の正月、朝日新聞の夕刊で知ったと。

基本的には、そこからいろんな運動が始まったということの大前提として考えていただければ、今のような話にもならない。御自分が動き出してから産廃問題が扱われたという話ではないんです。そういうところを過去にさかのぼってでもしっかりと調べて、何が起きたのかということ、やはり我々は時間がたつとともに忘れていってしまいますので、もう一回思い出しつつ対応していただけたら幸いに思います。以上です。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

どうぞ、11番。

11番（岡本隆子君）

今の再質問の中で、森島参事に御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子君）

企画調整担当参事 森島嘉人君。

企画調整担当参事（森島嘉人君）

先ほどの岡本議員の再質問に対して御答弁申し上げます。

1点目でございますけれども、先ほどの答弁と重複しますが、当該土地については、リニア

建設発生土の処分場にすると決まっているわけではございません。今後、状況が変わってきた場合には、これも先ほど申し上げたとおりでございます。当然町としては、議会及び町民への説明の機会を設けてまいります。

2点目、許認可の関係でございます。

こちらのほうも、まだJR東海としましては、リニア建設発生土の処分場にすると決まっているわけではないという段階を御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

住民投票を経験した御嵩町として、その小和沢の問題ですけれども、各種土地開発の申請が次々と出されていったわけですね。そして最後に残った都計法、32条の同意というところで、最終的にこれが白紙撤回となったという経緯があるわけです。住民の安心・安全な暮らしを守るためには、情報公開のあり方も含めてですが、必要であることを私たちは学んできたわけです。そして今各種申請、許認可の再質問をしたのは、そういった開発に伴う町の意見書を出すときに、当然しっかり情報公開をして、町民の意見を聞く場を持っていただきたいということをお願いしまして、そしてそういうことをしていただけるということですので、そのことに期待をして、これに関しての質問は終わりたいと思っております。

次に、2点目、庁舎整備についてお聞きをいたします。

庁舎整備について、どのように住民の意見を反映されますか。

御嵩町役場整備検討委員会は、2月2日に町長に答申書を提出されました。この答申書は、耐震補強、そして現在の場所での建てかえか、移転して新築するか3案が併記されています。また、答申書の中の整備方針の基本の3では、本委員会での議論や基礎的な資料をもとに、議会や庁内、有識者等においてさらなる検討を重ね、町民に対して広く情報を公開するとともに、町民の理解を得ながら早期かつ円滑に進められることとあるわけです。

検討委員会では、私も委員としてそこに入っておりましたけれども、学識経験者という立場で委員になっておられた名城大学都市情報学部の海道先生が、庁舎問題は住民の対立を起こしてしまい、何十年も動けないというパターンもある。そうならないように住民がはっきりと判断できるようなメリットやデメリット、何を基準に判断したかをまとめていく必要がある。単純に○、×、△で決めるようなことでは理解を得られないと思う。

また、庁舎は災害のときに機能を発揮することは絶対条件であるので、それは確保しなければ

ばならない。また、職員の方々が働きやすいように改装することも考えなければならない。それ以上に、全体として人口減少、高齢化が進み、財政的にも厳しく、よくなる見通しが余りできないので、防災も含めて役場の庁舎としての機能が発揮できるくらいの必要最低限にとめて、その上で余裕があるのであれば、町民が必要とするものや、人を呼ぶのにお金を使ったほうが町の持続性、将来的な構想としてはいいのではないか。あるいは、今は将来に向けて先行投資をするという大きな決断をして、それによって十何億円よりも大きな効果を生むというもう一つの路線もある。どちらかを決めなければならない。どちらにしてもメリット・デメリットがそれぞれある。徹底的に議論して、どちらへ行くかという選択をしなければならないと述べられています。

将来にとって大きな決断をしなければならないわけですが、そこに町民の意思や思いが酌み取られたものでなければならないと思います。

全国の多くの自治体で公共施設が老朽化や耐震性能の不足、あるいは合併に伴う移転などの理由で改修や建てかえをしています。中には、公共施設の建てかえなどで住民投票を行ったところもあるようです。本来は住民投票ではなくて、住民投票に至る前に住民の理解を得られるような十分な説明や、住民の意見や要望を酌み取る努力をする必要があると思います。

松阪市では、前山中市長は、住民との対話を重ねる中で、合意形成を図っていかれたというお話を伺ったことがあります。急を要する問題ではありますが、答申書では3案併記となっています。検討委員会でもなかなか結論が出なかったという問題でございます。その3案の情報を出しながら、最初から結論ありきではなく、町民を巻き込んだ議論をし、結論を出していくべきではないかと考えます。

議会では、昨年、庁舎整備等についてというテーマで議会住民懇談会を開催いたしました。30名ほどの出席者があり、さまざまな意見が出され、庁舎について関心が高いこともうかがわれました。御嵩町役場本庁舎の整備方針について、初めから結論ありきではなく、真摯に住民の意見や希望に耳を傾け、その声を計画に反映した姿勢をとっていただけたらと考えます。

そこで質問です。庁舎整備に関して、町民の声や意見をどのように酌み取り、合意形成を図っていかれますか、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

質問は庁舎整備について、どのように町民の意見を反省させるのかであります。

この後、山田議員から町長に対しまして、耐震補強が必要な現庁舎の整備方針についての質問がございますので、私のほうからは、町民の思いをどのように酌み取るかについての答弁をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震の発生が予想される中、御嵩町の本庁舎は、本町の予想最大震度である震度6弱に耐えられないという耐震診断の結果が出ております。平成27年8月に御嵩町長より庁舎整備検討委員会に対しまして、役場本庁舎の整備方針についての諮問が出されました。その後、5回にわたって委員会が開催され、平成28年2月に御嵩町長に3案併記の形で答申が出されたことは、庁舎整備検討委員会の委員である岡本議員も御存じのとおりであります。

1月24日に開催されました御嵩町議会主催の住民懇談会では、27名の住民が参加されており、5月15日発行の、みたけ議会の「たより」にその内容が掲載されております。その中に、3案を聞いて思ったこととして、「分庁舎的な発想はないのか」「耐震補強に7億円かかるなら、建てかえのほうがよいのではないか」「財政シミュレーションをしてほしい」「庁舎のあり方について多くの町民の意見を聞くべき」など、多くの意見が紹介されていきました。

また、庁舎の役割と期待としまして、「駐車場を広くしてほしい」「他の公共施設も集約してほしい」「身の丈に合った庁舎」「多額になっても頑丈な庁舎」など、多くの意見が紹介されており、町民の方も高い関心を寄せていらっしゃるということも承知しております。

議員御案内のように、答申書の整備方針の基本の中に、「本委員会での議論や基礎的な資料をもとに、議会や庁内、有識者等においてさらなる検討を重ね、町民に対して広く情報を公開するとともに、町民の理解を得ながら早期かつ円滑に進められること」とあります。

町としましては、この整備方針の基本にのっとり、議会や町民の方に対し情報を示し、御意見や御理解をいただきながら事業を進めていく考えでございます。まずは6月18日、22日、23日に開催を予定しております行政懇談会の場で熊本地震支援活動報告を行います。そのときに町民の皆様は庁舎についての考えや問題を提起する予定でございます。

余談にはなりますが、議員の皆様もぜひ行政懇談会に御出席いただければ幸いに存じます。よろしく申し上げます。

スピード感も必要でございますので、庁舎内である程度考えがまとまった時点で議会に相談、それから町民の皆様は情報提供、意見聴取の機会を設ける考えでございます。現時点でやり方は未定でございますが、住民説明会、それからパブリックコメント、広報紙等による意見募集、それから各種団体、あるいは学校などへ出向いて意見聴取をするなどが考えられます。

庁舎建設を行っています自治体の先進事例も参考にしながら、町民の皆様への情報提供、それから意見聴取の方法なども研究してまいりたいと思います。

以上で、私からの答弁を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

庁舎を耐震性のあるものにしなければならないということは、今ほとんどの町民の中で異論がないと思います。くどいようですけれども、3案併記ということは、検討委員会でも結論が出なかったということです。そして御答弁では、ある程度考えがまとまった時点で議会に相談、住民の皆様に情報提供というふうに今答弁をされていらっしゃるけれども、ある程度考えがまとまる前に町民の意見を聞かれるお考えはあるのか。これは3案なのか、3案以外のまた別の方法が入ってくるのかは全くわかりませんが、そういったことを決めるに当たって、町民の意見をその前に聞かれるお気持ちがあるのかということをお聞きします。

今、住民懇談会でこのことも話題にされるということ、庁舎についての考えや問題提議をする予定でありますということですが、ここでは具体的な3案のうちのどれかという話にはならず、耐震性が今のところないので、必要ですよというお話だと思うんですけれども。ですので、3案のどれか、また別の方法か、そういった具体的なある程度まとまった意見を決める前に、これだけをテーマに町民の意見を聞く場を持っていただく、あるいはアンケートなど、そういったお考えがあるのかということをお聞きします。

済みません、もう1つ。

こういったことについては、住民の意見がもちろん千差万別ですし、一人一人一つにまとまるはずもないと思います。それでも、庁舎というのは町民にとってとても大切なものですし、そして今後の住民負担のことだとか、他の公共施設のこと町民の皆さんの中にはどうなるんだろうという思いもあります。そんなわけで、いろんな意見に対しても、ぜひ丁寧に説明をしながら、この庁舎問題を進めていっていただきたいと思いますので、ある程度決まる前にどういうふうに町民の意見を聞かれるのかということ再度お聞きいたします。お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

お答えいたします。

私が先ほど申しましたある程度決まった時点で議会の方、それから町民の方に情報提供し、意見聴取をするということに対して、意見が決まる前に言うべきじゃないかという御質問でございます。

まず、ある程度考えがまとまった時点でのというのは、このまとまった意見が最終決定ではございません。先ほど申しましたように、スピード感も必要な事業でございますので、まずは庁舎内で意見を集約させていただいて、それを住民の方に提起した上で、当然御意見もいろいろございますので、そういうときに住民の方の御意見もいただきながら、修正すべきは修正するというスタンスでございますので、これがあたかも最終決定のような出し方はいたしませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。ですので、現時点では、先にある程度まとまる前に住民の方の御意見を聞くとか、そういうふうには考えておりませんので、よろしくお願ひします。

なお、先ほど申しました議会主催の住民懇談会での住民の方の意見というのも、当然住民の方の御意見ということで参考になりますので、それも含めての検討になるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

ただいま議長から一般質問のお許しをいただきましたので、さきに提出しました通告書に従いまして質問をしたいと思います。

私の今回の質問につきましては、庁舎の整備についての1点であります。

4月14日に熊本県で発生した大地震では、多くの方々が犠牲となられましたし、家屋の倒壊、道路、河川や橋梁などに甚大な被害を及ぼす大災害となりました。今なお多くの方々が避難生活を送られています。被災された方々や避難生活をしておられる皆様にはお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い震災からの復興を願うものであります。

今回の熊本地震で被災した建物の中には、本庁舎に立ち入ることができない市や町がありまして、本来は災害対策本部機能を果たすべき本庁舎が被災し、住民生活の再建に必要な罹災証明書などの発行もできない状況であると聞きます。

町では、庁舎について築後36年を経過し、老朽化が進行していること、及び耐震結果により

南海トラフ巨大地震の想定震度であります震度6弱に耐えられない構造であることから、その整備方針について、現行の庁舎の耐震補強及び大規模改修の実施、庁舎の建てかえかの整備方針にするかについて、庁舎整備検討委員会に諮問され、その答申も既に3案併記でありますけれども、町長のほうに答申されています。

議会も、先ほども話にありましたけれども、ことしの1月に庁舎のあり方についての住民懇談会を実施しました。参加された方につきましても、いろいろな貴重な意見をいただきました。いつ発生してもおかしくないと言われております南海トラフ巨大地震に対処するためにも、この庁舎整備方針は、悠長に構えるのではなく、スピード感を持って対処し、整備することが大切であると考えています。

庁舎整備基金につきましては、平成26年度末で4億円、その後、積み増しもあり、今回の一般会計補正予算において、積立金2億1,600万円の補正があります。その積立金の合計額は9億円余となります。今後も積み増しも可能であると考えます。整備の方針にもよりますけれども、整備費用が7億円から二十数億円必要となることから、健全財政の指標であります実質公債費比率や将来負担比率を一時的には押し上げることが予想されますけれども、健全な財政は維持できると考えております。

町長は、庁舎整備検討委員会の答申を受けられた2月のときでありますけれども、コメントでは、ことし12月いっぱいはその方向性を示していきたい、こう述べられておりますが、こうした大震災が起きた中で、庁舎整備のあり方について、現在の町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

議長（大沢まり子君）

ここで資料を活用しての答弁の申し出がありましたので、これを許可します。
事務局に資料を配付させます。

〔資料配付〕

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

山田議員の質問にお答えをいたします。

検討委員会も3案併記ということで、せめて両論併記ぐらいにさせていただけるとありがたかったかなという感想を持っています。やはりこれも町民の中から選ばせていただいて、会議についても出席していただいた場合にはお金もお支払いするわけですので、せめて意見を絞って、外すような意見があってもよかったのではないのかと。

3案併記というのは、私が一番最初に挨拶をしたときに、私の頭の中では、この3つぐらい可能性があるんじゃないのかなということをお話しした経緯があります。まさにその3つその

ものが書いてあるということですので、残念ながら議事録などを見せていただくと、非常に濃い議論をしていただいているのはわかりますけれど、やはり結論を出していくというのを目的にする会議でもありますので、そういう点は絞り込んでいただけるとありがたかったかなあということをおまさに思っているところです。

今、配付させていただいた資料については、町民懇談会で財政面の変化を説明するために用意したものであります。議員の皆さんに御提示する場合には、もう少し細かく説明できるもの、先ほどおっしゃったような実質公債費比率の変化とか、将来負担比率の変化、これらを含めたものを御提示したいと。また、検討委員会のほうにはそうした細かな資料も配付してありますので、それが理解できたのかどうなのかはわかりませんが、丁寧な財政上の説明はきちんとさせていただいた上で議論をしていただいたと、私自身はそう思っております。わざわざ第2回目に財政上の問題ということで、財政は今現在こうですよということをつかんでおいていただかないと、議論が進捗しないというふうに思ったからであります。

基本的には、多分理解できていないというのが正直な感想です。というのは、答申の中にも財政問題、財政問題と言われますので、そういう文言が入ってくるということについては、多分細かな説明をさせていただいた部分について、余り理解ができていなかった、そのように思います。

これは非常に単純な、住民が見ていただいてすぐわかるであろうなと想像できるようなものにしてあります。全くうそは書いてはありませんので、その点をよろしくお願いします。この答弁の中の途中で数字を出しますので、このグラフを見ていただければわかるかと思えます。

それでは、答弁の中身に移りたいと思います。

東日本大震災から5年余り、今回の熊本大地震、この状況を見せつけられ、反省の日々を私自身は送っております。特に衝撃を受けましたのは、やはり5つの自治体で庁舎の倒壊が発生したということでもあります。

東日本大震災の場合には、庁舎の被災というのは、全て津波と思い込んでいた。また、そう思い込めば、御嵩町もそれほど急ぐこともない、やはりそういう逃げを用意していたんではないか。多分議員の皆さんも、ここまで庁舎が熊本で倒壊するような震災被害を受けるということは想定はされていなかったんではないのかというふうに思います。そういう意味では、本当に自分自身の分析の甘さということを痛感させられました。それによって、結論をきちんと出していくべきだということをお改めて確認したところでもあります。

その反省というのは、やはり1つの大きな事業をやりますと、どうしても次の事業に移っていけないということがあります。大きな市、自治体ですと同時に幾つもやっているとありますが、御嵩町の場合、億単位の事業をやろうと思えば、少なくとも1年間は集中

してやらなきゃいけないということにもなりますので、いわゆる並行して事業を進めるということはなかなかできない、議論をしていくのもそういうことになります。

したがって、上之郷の防災コミュニティ施設、これを振り返ってみますと、私自身の決断する時期というものが、実は説明に丁寧さを徹底的に追求しようという思いがあったがためにスピード感を欠いてしまった。そういう意味で、これは反省しなければいけないなということを強く感じております。

私自身が議会に対して予算計上をすれば、そこで予算に対しての議論が始まるわけでありますので、当然、最終日には賛成か反対かというお答えをいただくと。その提案自体の丁寧さという言葉を強調するがためにタイミングを延ばし続けてきた。それによって次の段階へ進めなかったということは確実に言える。半年、もしくは9カ月は早く行けたのではないのかと思いますと、今回の熊本地震を見まして、もう少し早く決定することができたなということを思っております。

庁舎整備に私自身に迷いが生じたのは、ほかの自治体がほとんど外部壁面に、いわゆるプレスというものをつけて、業務は行いながら支障を来さないように工事をして、外面だけで済ましている。御嵩町の庁舎も、多分そういう施工で済むだろうなということを思っておりました。残念ながらそれがかなわないというところで、必要なものを最低限にしても7億円以上はかかる。仮設費だけでも1億3,000万円、これは1年か1年半たつと消えてなくなるお金であります。そう考えますと、これは耐震を得るために、じゃあ寿命が延びるのかということをお問えば、そこまで通常新築のような40年、50年という耐用年数というのは得られないということもわかっています。そこから金額がかなりかかってくるだろうということも、診断の結果出てまいりました。

当初の予定なら、私は考えていたような形であったなら、多分、庁舎整備検討委員会も開催することはなかったであろうと。普通に耐震基準を満たすように施工すればよかったということになるでしょうから、少なくともそこから時間がかかるということになってしまった。

一応7億円という数字が出ておりますけれど、これは絞りに絞った数字、大体の数字ということ。これはプロが出してはおりますけれど、そこから、いわゆるオプションなどを考えていくと、かなり数字の上積みをしなければいけないだろう、これはおおよそ想像がつくことになります。その上で、この庁舎を仮に使ったとしても、仕事をする人、また訪れてくる人、いずれの動線も非常に悪いと、そうなります。プレスが途中で出てきます。ここでもそういう現象が起きるかもしれない。はりも入ってくるかもしれない、柱が入ってくるかもしれない。正式な図面を引きますと、そういう状況の庁舎になってくる。途中でどこかに耐力壁が必要になってくる。今までなかったような壁を1つつくらはなきゃいけないということも起きてくる。これ

らを総合して考えていきますと、正式設計に至らずとも、この庁舎はどうも疑問が残ると言わざるを得ない。

私自身もなぜこれほど迷うかといいますと、できればそのような大事業はやりたくないというのが根底にありました。できれば先送りをして、今どうも高校生が来ているんですけど、彼らが活躍するような時代に考えてくれればいいというふうに思っておりましたけれど、逆にそれでは、次の世代に対し逃げているということになるのではないのか。安全性という部分も含めて、決していい選択にはならないであろうということを考えておりました。したがって、私はきょうここで2点に絞ったということを報告しておきます。これから調査を始めるということになりますし、どのような形にしていくかということもテーマになっていきます。

庁舎整備検討委員会、何回も議事録も読みました。3案併記でありましたけれど、少なくとも最小の意見というのが、この庁舎を使う。先ほどの質問の中では、かなりそこが強調されておりましたけれど、全体的な議論は、やはり新築にすべきだという議論のほうが圧倒的に多かったと、議事録を見ましてもそう思います。

名前が書いてないんで、私のいただいた議事録には。委員、委員長、副委員長ぐらいしか書いていないので、どなたがどういう発言をされたか私ではわかりませんが、少なくとも全体的に言えば、やっぱり新築にすべきだねという意見のほうが多かったと思っております。ただ、審議会は町長の諮問機関ですので、町長として意見をいただいたということになります。どうも町長、行政からいきなり町民という言葉になってしまうんですけど、議会はどうするんですか、どう考えるんですかというのは、これからの議会の責任で議論をしていっていただかなきゃいけない。町民説明会でテーマにしましたとおっしゃったんですけど、そこで議会は議論を始めたのかと。多分始まっていないでしょう。皆さんでけんけんがくがくとやっていただきたいんです。ある程度意見を絞らないと議論にもなっていないだろうと。これも含めて検討委員会の多数意見と判断をして、建てかえにあの熊本地震が私の背中を押しました。

現在地なのか、外に出ていくかはまだ決めてはおりません。これも早急に決定したいと思えます。もし外へ出ていくとしたならば、どの地域にするのかということも、また次の課題となってくるので、立ちどまっている時間はないということになります。

スピード感というものと丁寧さというものは、必ず両立できると私自身は考えております。また、そうしなければいけないと思っておりますし、議会の皆さんも、さあここからがスタートです。中身の濃い議論を必ずやしていただけると確信をしております。

決断するに当たって、背中を押したのは熊本地震だけではありません。当然行財政の長として、これからのお金のやりくりはどうかということになります。その裏づけもあるから外に出ていく、ここで建て直す、どちらかの新築にできるという考えに至りました。私自身、こ

の9年間、前町政の影響で、最初1期目というのは、非常に行財政は悪化しておりました。その状態にありました。ただ、いろんな形で批判をされましたけれど、私も5年待つてほしいということを常に言いながら、山田議員も当時総務部長で、この場で議員の皆さんに謝罪されたというようなことも、今、鮮明に覚えております。

そういう意味で、行財政改革、私は体質改善という言葉を使っておりますけれど、この9年間、一生懸命取り組んでまいりました。環境モデル都市であるとか、亜炭廃坑なんていうのは、物すごく評価していただいていますけれど、私の行財政改革は、多分日本でも有数の行財政改革をしていると自負をしております。そこに出ているのがこのグラフであります。

このグラフを見ながら、私の数字を聞いていただきたいというふうに思います。

渡邊町政において、9年間で一般会計の借金は21億5,000万円減であります。ただ、現在、13億7,000万円の借金があります。これは交付税措置等々は加味されておられませんので、実質御嵩町のしている借金というのは、億円台、一桁台になるかと思えます。そういう数字であるということが現実であります。

また、基金についてであります。先ほど山田議員が9億円とおっしゃいました。おっしゃるとおり、庁舎整備基金については、現在9億円余りの積み立てをしております。柳川町政時代から16億4,000万円増加させております。これは基金総額であります。基金総額として16億4,000万円増加をさせて、現在33億9,000万円の基金を持っております。この数字が、私は議員として12年、町長として9年、この御嵩町政にかかわって最高最良の数字であります。

庁舎整備基金については、現段階で9億円余りでありますけれど、ことしの予算を見ていただくと5,000万円積み増すということになっておりますが、それは予算上であって、途中で補正をしながら、ことしの私自身のひそかな目標は、最低2億円の積み増しであります。

そして、これは議員の皆さんとも議論しなきゃいけないんですけど、財政調整基金が27年度末で16億6,000万円になっております。柳川町政では、一番悪いときは3億円を切っていましたので、14億円ぐらい積み増してきていると。柳川町長から私がいただいたのは、1億2,000万円のぽっぽかんをつくる経費を入れた5億円ほどでありましたので、それは使い道が決まっていたと。3億8,000万円いただいたと私は解釈しているんですけど、そこから16億6,000万円ですので、13億円ほど増加させることはできています。

ただ、行政の財政には基準というのがないんですね。どこまでの貯金を持っているのが正しいことなのかということはありませんので、将来負担比率などが350%であるとか、実質公債費比率が25%で町は倒産しますよとか、そういう数字があるんですけど、一体、常識的な数字がどこに置かれるかということを決められていませんので、これはそれぞれの議会との協議の上で、常識的な数字を求めていくべきだろうということを思っています。

また、いろんなところで市長、村長さんに聞いてみるんですけど、御嵩町は減債基金というのを持っておるんですけど、減債基金は幾らあるんですかとお聞きすると、何だそれと言われるんですね。多分財政調整基金の中にこの減債基金も入れておられるんだらうということだと思います。そう考えると、御嵩町の持っている減債基金5億円余りもこの財政調整基金に入ってくる。私はカウントはしませんけれど、そういう解釈もできるのではないかとすると、どこまで貯金をふやしていけばいいのか、維持していけばいいのか、このあたりを議員の皆さんと今後大きな事業をやるについて、お金の心配を確実にクリアできるような形での相談になるようにしていきたいと、このように考えております。

基金については、実際にこれからお金が必要になるとすると、2年後から3年後だと思えます。そうした場合に、それまでに幾ら積めるかがこれからの私のある意味の手腕かなとも思っておりますし、議員の皆さんのチェック機能につながってくるというふうに思いますので、目標額というのは、あと4億円、5億円というのは積み増したいなという思いはありますけれど、どういう状況になるかは、予算上はことしは5,000万円であるということと同じように、減らすことはあつてはならないですけど、ふやすことをどれだけふやすかということに力を入れていきたいというふうに思っております。

ためたお金を使えばなくなりはしますけれど、目的を持って積み立てているわけですから、無水道地域と同じように、あれも1億2,000万円ほどを貯金したものをもとに事業ができたわけです。そういう意味で、借金もあれもしていますけど、それらを含めても今の状態であるということは、私は行財政としては、それほど心配はしておりません。

ただ、今高校生がいるんであれですけど、あと例えば10年、15年、20年とたったときには、本当に老朽化した施設は、これは個人の住宅でも一緒ですので、建てかえをするのか、統合をするのか、廃止するのかということは、次の世代に委ねていいものと、委ねてはいけないものがあるということを我々は認識していかなければいけないと。庁舎問題は委ねてはいけない問題と考えております。

中保育園については、答申はきちんと出していただきましたんで、非常にやりやすい状況にあります。同時進行で、土地さえ決まれば、中保育園を先行させて取りかかっていくという所存でありますので、これから丁寧さ、これはスピード感を持って、まず議会の皆さんと議論をしながら、町民にいかに知らせていくかということについて、工夫をしてまいることをお約束しまして、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

〔9番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

町長には今の思いとしまして、現在の庁舎の耐震については、若干疑問が残るということで、建てかえ、ここになるのか、外へ出るのかということになりますけれども、これには先ほども申し上げましたけれども、やっぱり基金が積んである、まだまだ積めるという部分もありますし、中保育園の話もされましたんですけれども、結構なお金がかかってくると思いますけれども、今の見通しでは、健全財政を維持しながらできるということは私も思っています。

そうした中で、1つなんですけれども、町長の任期はあと3年ほどあります。我々も似たような任期があるわけなんですけれども、はっきり言ってこの耐震が必要という中で、任期中に建設完成までできるかどうか。先ほど町長が答弁の中で、先送りすることなくというような話がされましたけれども、それだけ1点、ちょっとお聞きしたい。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

これから任期は丸3年あります。いろいろ考えて、外に出ていく場合では、状況が変わってくると思いますし、いろんな条件によって変わってくると思いますけれど、少なくともお金の問題もクリアした上で、入れる状態にまでは持っていけないかもしれませんが、動かしがたい状況にまでは持っていけるであろう。これを選挙の 이슈 にするという方もお見えになるでしょうけれど、それはもう仕方のない話で、賛成があれば反対もあると。それを丁寧に町民に説明していくというのが私の仕事だと思いますので、これはもう、何があっても動じないという覚悟を持って取りかかっていく。一旦正式に決めたことであれば、そこに向かって最短時間で完了させるよう目標を定めていくと。

これ、今の段階なら熊本地震の記憶も町民の皆さんも非常に新しくあると思いますので、議論はしやすいだろうなということは思っておりますので、議会もこの問題について大変興味のお持ちの方ばかりだと思いますので、ぜひその点についても御協力願って、正確な正しい情報を町民に提供していただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

[9番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

9番 山田儀雄君。

9番（山田儀雄君）

ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は10時45分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、今から質問をさせていただきます。小学校のトイレについて、お伺いをさせていただきたいと思います。

議員となりましてから、以前とは格段に違いまして、いろいろなところからの声が耳に入るようになってまいりました。その中で気になったことが学校のトイレ、つまり和式トイレのことでありまして、特に小学校の低学年、またそれより年少のお子さんを持つ保護者の方々からの声であります。

全国的に見ましても、学校のトイレというのは、築年数が古いものが多く、清掃だけでは解決できないような悩みを抱えているのだと思います。今の子供たちは、家庭では洋式トイレしか使ったことのないために、強い抵抗感を持つ状況があるのではないかと考えております。

以前、テレビで学校のトイレの問題を取り扱っていたことを思い出しまして、調べてみますと、2015年10月25日放送のフジテレビ系の「新報道2001」という番組でトイレの問題を取り扱ってございました。その内容は、和式トイレは健康に悪影響を与える要因であると伝えておりました。

その中で、さいたま市立病院の話として、便秘で通院する小学生が増加しているとして、その原因が、学校の和式トイレを使用するのが苦手で我慢をしてしまうことにあると、登場した医師が指摘しておりました。製紙会社や製薬会社などにおいても、子供のトイレに関する調査を行っているのですが、やはり和式トイレが苦手という回答が、我慢をしてしまう理由の上位になっているようです。

子供たちには、小さいうちからトイレ、排せつは大切なものという意識づけや健康的な習慣、一般的に言われているもので、朝、コップ1杯の水を飲む、朝食をちゃんと食べる、外で元気に遊ぶというようなことを身につけることも必要ではありますが、トイレの環境を整備することが子供たちや保護者の方々から望まれていることではないでしょうか。

そこでお伺いたします。町内の小学校のトイレの現状を教えてください。学校、医療機関、保護者の方よりトイレに関する子供の健康被害の情報や報告はありましたでしょうか。今後、和式トイレから洋式トイレへと改修する計画はございますでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

奥村議員の御質問、小学校のトイレの現状、トイレにかかわる健康被害、今後のトイレの整備についてお答えいたします。

初めに、小学校のトイレの現状についてお答えいたします。

まず御嵩小学校は、平成元年の校舎新築工事で、北舎の東側、当時では1年生、4年生、6年生のトイレに男子と女子の洋式トイレを1基ずつ設置しました。現在も問題なく使用しています。当時の2年生、3年生、5年生のトイレには、ポータブルの洋式トイレを必要に応じて置くようにしてきました。ユニバーサルトイレについては、南舎の1階に1基、北舎の2階に1基、北舎の3階に1基設置しています。

次に、伏見小学校は、平成4年、5年の校舎大規模改修工事で、南舎の東側、1年生、3年生、5年生のトイレに女子の洋式トイレを1基ずつ設置しました。現在も問題なく使用しております。平成22年度からは、計画的に1年生、2年生、3年生、5年生のトイレに男子の洋式トイレを1基ずつ設置しています。

上之郷小学校については、平成16年の校舎大規模改修工事及び耐震補強工事の中で、各階のトイレに男女共用の洋式トイレを1基ずつ設置しました。現在も問題なく使用しています。

以上のように、平成元年完成の御嵩小学校新校舎で洋式トイレを設置したことにより、けがをした児童や車椅子対応の児童のために大変優しい施設ということで、伏見小学校が上之郷小学校の洋式トイレ設置へと広げていったわけです。

以上の設置状況から、御嵩町の小学校は、洋式トイレの設置については、福祉の面を重視して早い対応をしてきたと言えます。

次に、学校医療機関、保護者の方々よりトイレにかかわる子供の健康被害や情報、報告はありましたかについてお答えいたします。

現在のところ、トイレにかかわる児童の健康被害の情報や報告は届いておりません。各学校からの聞き取り調査等によりますと、各学校とも和式トイレの使い方については、特に低学年では、しゃがむときの足の位置や流し方などきちっと指導しています。和式トイレで困ってい

るということは、聞いていないということです。

課題として、家庭で排せつしてこない児童がいるということです。朝起きてから20分ぐらいで家を出る児童がいて、家庭での朝の時間が足りないようです。さらに恥ずかしいなどの理由で、学校のトイレで排せつしない児童が大規模校ほどいるようです。おなかが痛いと保健室へ来る児童の中で、保健室のトイレで排せつさせると腹痛が治る児童が多いそうです。家庭で排せつせず、学校でも恥ずかしくて排せつしないとしたら、これは健康被害につながっていきます。対策が必要であります。

最後に、今後、和式トイレから洋式トイレへと整備する計画はありますかについてお答えいたします。

日本のトイレは世界に類を見ない発展をしています。世界のトイレ事情や公共施設でのトイレ事情、さらに災害時でのトイレ事情等を踏まえて考えますと、和式トイレが使えるようにすることも重要なことだと言えます。そのために家庭の事情だけに合わせて全ての和式トイレを洋式トイレへと整備していくものではないと考えています。つまり、洋式トイレが設置されていない場所について、計画的に整備していきたいと考えております。

御嵩小学校については、北舎西側のトイレについて計画的に設置していきたいと考えています。伏見小学校については、南舎西側2階の女子トイレと南舎西側3階の男子と女子トイレ、そして6年生の教室がある北舎3階のトイレについては、計画的に設置していきたいと考えています。

答弁は以上ですが、今後の健康教育についてつけ加えさせていただきます。

子供たちが学校で排せつしたまらない最大の原因は、和式トイレというよりも、恥ずかしい、からかわれそうといった周囲の目であることから、低学年のうちから排せつは大切なものという意識づけをし、周囲の目を気にしないでトイレで排せつできるよう指導していくことが大切だと考えています。また、それ以前に、朝、家庭で排せつするという健康的な排せつ習慣を身につけるよう指導していきたいと考えています。

奥村議員も言われていましたように、朝、コップ1杯の水を飲むこと、朝御飯を好き嫌いなくよくかんで食べること、外で元気よく遊ぶことの3点は、非常に大切であります。保護者と一緒になって、本気になって取り組んでいきたいと思っております。

以上、奥村議員の御質問を通して、小学校のトイレ整備について再確認できたこと。さらに御嵩町の学校は、今、成長期に必要な鉄、カルシウムの摂取を中心とした栄養バランスのとれた食習慣の形成に取り組んでいますが、口から何を摂取するかに焦点が当てられていて、どう排せつするかについて、もっときちっと指導していくことが大切であると再確認できました。ありがとうございました。以上の点を踏まえて、子供たちの健康づくりにさらに取り組んでい

きたいと思います。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

[1 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

1 番 奥村雄二君。

1 番（奥村雄二君）

ありがとうございました。

御嵩町の子供たちの健康被害が今のところはないということで、大変安心をさせていただきました。子供たちが学校生活において、楽しく、快適に過ごせるように、今後とも今の整備とか改善をよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと余談ではありますが、今回いろいろ調べておりましたら、おもしろい記事が1つありましたもので、紹介させていただきます。

ある製薬会社なんですけれども、2019年に創立100周年を迎えるそうです。その社会貢献の一環として、小学校に洋式トイレプレゼントという全国100校へ洋式トイレの寄贈を行うキャンペーンをしております。ことしはもう既に決まっておりますが、20の小学校にトイレをプレゼントすることが決まりました。厳しい町の財政の中、こんな取り組みにも積極的に取り組んでみることも必要ではないかと思ひます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、奥村雄二君の一般質問を終わります。

続きまして、5 番 高山由行君。

5 番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めます。

伏屋議員、山田議員には、まず最初に、熊本地震の被災者の方に追悼の意をあらわしましたので、私のほうからも44名の亡くなられた方、また御遺族の方には哀悼の意を表しまして、また自分の家に帰れない人がたくさん見えるということで、早く自分の家に帰られるようにしてほしいなあという気持ちでおります。

今回、私の一般質問は大項目1点のみについてお伺ひしますので、よろしくお願ひします。項目は熊本地震についてです。学ぶべきごと、今できることを二、三点お伺ひします。

地震の概要につきましては、皆さんの承知するところではありますが、4月14日21時26分に熊本県益城町で震度7を観測し、28時間後の4月16日、夜中の1時25分に同じく益城町や西原村で震度7が再び観測され、14日の地震が前震で、16日の地震が本震と発表されました。その後、

地震研究の専門家の意見がいろいろと分かれておりまして、前震、本震、余震の区別が判断し兼ねるということに今現在なっておるようですが、いずれにしましても、震源地に近い被災された方々には、いまだに車内で生活されている方々も多くいるようで、早々な復旧・復興を望んでやみません。

東日本大震災より5年、プレートのはね返りによって発生する海溝型地震による対応、防災に最近追われてまいりましたが、活断層のずれによる直下型の大地震が、阪神・淡路大震災より21年経過しましたが、今さらながらに直下型の地震には、古い建物は弱いと思い起こされました。

中部地方、そして御嵩町においての過去の大きな地震では、やはり1891年（明治24年）ではありますが、濃尾地震があります。約125年前の地震ではありますが、マグニチュード8.0と推定され、死者約7,300人と過去最大級の地震であり、御嵩町においても、当時の震度階級は今の階級と違いまして、4段階の最上位の「烈」という震度階級であったそうです。今の震度で震度6相当ということですので、御嵩町においては、海溝型地震であれ、内陸型地震であれ、震度6以上の対応・対策を考えていかななくてはならない現実を改めて考えているところがあります。

熊本地震は、いまだ震度1から3程度の余震が続いており、震災後の県の対応、各市町村の対応は、今まさに公助が始まったばかりです。各自治体の首長さんを初め、役所職員が全力で日常生活の回復に向けて、まさに戦っている最中ですが、地震後約2カ月経過し、少しずつですが、震災直後からのいろいろな現場での問題点や課題が明らかになりつつあるようです。

問題点や課題は今後検証され、全国の自治体の防災施策に生かされていくでしょうが、気になりました問題点が御嵩町はどうか、お伺いするところであります。

まず質問に当たり、私も今回、御嵩町防災計画を再度読み込んでまいりましたが、震災対策は多岐にわたり、場面場面での災害対策本部長、これは町長でございますが、その決断が大変重要になってくることや、いろいろなセーフティーネットで被災者に対する網かけをしていますが、自助なくして共助、公助なしの言葉どおり、自分の身は自分で守るを改めて感じているところであります。

さて、自助あつての公助の質問ではありますが、まず1点目に、広域避難対策についてです。

熊本地震では、多くの住宅が倒壊し、多くの方々が避難所生活を強いられています。住んでいる住民票がある自治体の避難所ではなく、行政区域を越えた避難所での生活をしておられる方も大変多く見えるようです。

御嵩町防災計画にも、避難対策のところ少しだけ書かれておりますが、このように近隣市町にどうしても避難している場合も想定した場合、他市町との協定等を結んでおく必要はない

のか、お伺いします。

このような質問をいたしますのかは、今回の熊本地震では、決められた指定避難所で避難生活されている方ばかりではなく、住んでいる自治体外での避難や車中での避難生活を余儀なくされている方が多く、支援物資などが行き届かなかった例が多々あると伺っております。それを1問目の質問にします。

2点目の質問に移ります。

福祉避難所が機能しなかったことがいろいろと今問題になっているようですが、御嵩町においては、要配慮者に対する福祉避難所の指定状況はいかがですか、お伺いします。

社会福祉法人慈恵会と平成21年に災害時要援護者の避難施設に関する協定を締結しておりますが、慈恵会の運営する御嵩町の施設が全て指定施設なのか、またそのほかにあるのか、お伺いします。

今回の地震での福祉避難所の問題点は、指定はしていても避難者が多く、受け入れ体制が整わず、人手も足りずに、指定していた避難施設に断られるというものもあったようで、なかなかその利用の周知もされなかったようですが、御嵩町では、御嵩町民や要配慮者への平常時の指定施設の周知や避難行動の周知をどのように行っていますでしょうか。また、受け入れ体制は大丈夫でしょうか。その2点について、重ねてお伺いします。この問題は、我が大沢議長が何回も質問されておるようですが、その2点についてお伺いします。

最後に、3点目の質問に移ります。

3点目は、木造住宅の耐震化についてです。

前段でも申し上げたように、熊本地震は直下型地震の建物被害に対する恐ろしさを倒壊家屋の現状を見てもまざまざと見せつけられたわけではありますが、熊本でも木造住宅の耐震補強工事の問い合わせが急増しているようですが、御嵩町でも毎年、昭和56年以前の、これは旧の建築基準法か何からしいですけど、木造住宅の耐震診断と補強工事の補助をし、耐震化促進事業として施策展開していますが、まず初めに、御嵩町にはどれぐらいの昭和56年以前の木造住宅があるかを把握していますでしょうか、お伺いします。把握していれば、数の確認で失礼ですが、お教えください。

毎年耐震診断で10件、耐震補強工事で4件の補助を当初予算で計上してありますが、実績では毎年二、三件の補強工事があるようであります。財源内訳は、国・県・町となっておりますが、熊本地震の影響で申し込みが多くなった場合、4件分でもう締め切るのか、追加受け付けをするのかをあわせてお伺いします。

最後に、この補助制度は、各町内会の集会所への耐震工事の適用はできますでしょうか、お伺いします。

以上、熊本地震について3点ほどお伺いします。よろしく御答弁をお願いします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 加藤暢彦君。

総務部長（加藤暢彦君）

それでは、高山議員の1番目の質問、広域避難、行政区域を越えた避難所についてお答えをいたします。

質問内容は、熊本地震では被害が甚大で、多くの方々が避難所生活を強いられている。やむなく自分の住んでいる自治体外での避難をせざるを得ない場合も想定して、他自治体との協定を結んでおく必要はないかということでございます。

国の防災基本計画には、被災市町村は災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、都道府県に対して当該ほかの都道府県との協議を求めるものとあります。

岐阜県地域防災計画には、県は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時避難に係る応援協定の締結や、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとあります。

御嵩町地域防災計画には、町は県の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援、サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るとあります。

まず基本的な考えでございますが、災害発生時における避難所への避難者の受け入れについては、一時的にはどこの自治体もお互いさまという認識であると考えております。例えば御嵩町に観光に来ていた人、それから親類や友人宅に遊びに来ていた人が、御嵩町で災害に遭った場合、まずはその方々の避難場所の提供は御嵩町が行うということになります。御嵩町民以外の方だから避難所には受け入れませんよということはありません。これはどこの自治体でも同じだと思います。

地震災害ではございませんが、過去の豪雨災害において、他の自治体の住民が御嵩町の避難所に避難してきた事例があります。7・15災害のときに、可児市の方2名が伏見公民館に避難、それから9・20災害のときに、瑞浪の方1名が上之郷小に避難をされております。逆に御嵩町の住民が可児市の瀬田にあります連絡所ですね。そちらのほうに避難したということも聞いております。

岐阜県では、水害、土砂災害、それから岐阜県内を前提としておりますが、県事務所単位で

圏域避難調整会議を開催し、市町村間を調整する市町村域を超える避難の実施方針というものを定めています。

それによりますと、1番目に広域避難の必要性の洗い出しが示されてあります。市町村は切迫した災害時に緊急の避難先を確保するために、自分のところの市町村の避難場所への避難よりも、近隣のほかの市町村への避難場所に避難するほうが安全であると考えられる地域がないか確認をしておくとあります。

2番目に、広域避難先の検討として、先ほど洗い出しをした地域について、まず近隣市町村など、近隣への避難を中心に避難先候補地について検討というふうにあります。3番目として、協定等の締結として広域避難を確保する具体的な手法は、実務レベルの柔軟な対応ができる協定等の締結を基本とするとあります。

今現在、協定締結には至っておりませんが、御嵩町内の事例を1つ紹介させていただきたいと思います。

顔戸自治会からの要望もありまして、水害時において、可児市内の道の駅可児ッテへの避難について、国交省、それから可児市と協議をいたしまして、避難が可能な状態となっております。今後、岐阜県内での水害、土砂災害による近隣の避難所への避難に関しましては、この基本方針による協定締結も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、次に大規模な地震における避難者の広域避難についてでございますが、今回の熊本地震では、先ほど議員がおっしゃられたように、前震で震度7、それから本震で再び震度7の地震が発生したということで、大変被害が大きかったということ。それから余震が多く、建物の中での避難が怖い。特に夜寝るときに建物の中にいるよりも車の中にいたほうが安心ということで、車中泊での避難者が多く、それによりましてエコノミー症候群になられたり、あるいは行政が車中泊の避難者の把握ができずに、結果、支援物資が行き届かないなどの新たな問題点や課題などが出てきております。車中泊やよその自治体の避難所に避難していた人が、まともな食事の提供であったり、物品の配布を受けられないといったようなこともあったというような情報も聞いております。

高山議員の質問は、こういう事例があったことを踏まえて、御嵩町民がそういう状況にならないために、他自治体との協定を結んでおく必要はないのか、それから何か対策が必要ではないのかということだと思います。

今後起こり得る災害でも、避難所に入らず車中泊での避難をする方々が多くなることも十分考えられます。国は熊本地震における多くの住民の避難行動を踏まえまして、この車中泊避難について、新たな指針などを策定する検討に入ったというようなマスコミ報道もございました。今後、国の防災基本計画や自治体の地域防災計画の中に、この車中泊避難についての対策も明

記されることになると思いますが、御嵩町としても、具体的な対策を講じる必要があるというふうに考えております。どこの市町村がどの程度の被害を受け、どの程度の受け入れが可能なのかなど、事前の協定締結による実効性は未知数ではございますが、まずは近隣の市町との協定について前向きに検討させていただき、研究をしていきたいというふうに考えております。

以上で私からの答弁を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

高山議員の御質問にお答えいたします。

御質問は福祉避難所の指定状況とその周知について、また受け入れ体制は大丈夫かであります。

災害時、高齢者や障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者は要配慮者と呼ばれ、手厚い支援が必要となります。そうした災害弱者のために、一般の避難所とは別に福祉避難所が設けられ、救助と良好な生活環境の確保が行われることになっています。

福祉避難所とは、介護の必要な高齢者など、生活に支障を来す人に対し、相談体制や必要な居室の確保など一定のケアが提供され、ポータブルトイレや手すり、仮設ロープなど、バリアフリーに配慮した避難所のことです。

熊本地震では、議員の御質問の中にあつたように、震度7の大地震に見舞われ、福祉避難所施設そのものが損壊してダメージを受け、機能不能に陥ったり、多数の入所希望者に対して、スペースやスタッフ不足のため、本来の機能を発揮できない施設も多くあつたようです。

内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインによりますと、市町村は福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び安全性など指定要件を踏まえ、福祉避難所として指定する施設を選定し指定するとありまして、民間の社会福祉施設等の場合は、施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結することになっています。また、あわせて福祉避難所に関する情報を広く住民に周知、特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図るとあります。

さて、御質問の第1点目、福祉避難所の指定状況でございますが、町では、平成21年と24年にかけて、民間施設7カ所との間で災害時での施設使用に係る協定を締結しております。まず、社会福祉法人慈恵会が運営しております特別養護老人ホームさわやかナーシングみたけ、養護老人ホームさわやか長楽荘、さわやかグループホームみたけ、さわやかデイサービスセンター伏見の4カ所、次に、メディカル・ケア・サービス東海株式会社の愛の家グループホームふしみ、めぐみの農業協同組合のデイサービスセンターあんしんみたけ、そしてDS TOKAI

します。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、木造住宅の耐震補強工事の補助についてであります。

平成7年、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で亡くなられた方々の8割弱が建築物の倒壊などによる圧迫死であり、さらにその9割が古い木造住宅であったことから、当時の建設省、現国土交通省の建築災害調査委員会が被災建築物の調査を実施し、この被害状況から昭和56年の新耐震基準以前の建築物の倒壊が多かった調査結果をもとに、昭和56年の新耐震基準を満たさない建築物の実施に対する安全性の向上を図り、もって、公共の福祉の確保に資することを目的に建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進法が同年12月25日に施行されました。

この法律は、主に建物の所有者の努力義務を定めたものであり、まさに議員が述べられたとおり、自助なくして共助・公助なし、国民の一人一人の生命や財産を守るため、建築物の安全性向上と発災時の避難路を確保することにより、公共の福祉の確保に資するものであります。まずは自分の身は自分で守ることを主眼に置いた法律と言えます。

御質問の1点目、本町の昭和56年以前の木造住宅の件数を把握しているかであります。

税務課保有の家屋種別集計データより昭和56年以前の建築棟数を抽出し、専用、併用の木造住宅が3,361棟、共同住宅の木造については、ゼロ棟を把握しています。また、このうち補助金を活用し、耐震補強工事を実施された件数は17棟にとどまっています。

御質問の2点目、耐震診断、耐震補強工事の補助をする当年度予算が熊本地震の影響で不足した場合、追加に対応するのかであります。

国による補助メニューは防災安全交付金、住環境整備事業があり、この予算枠により国・県・町が補助金を交付しており、毎年度の実績値をもとに当年度の予定件数分を予算要望しています。しかし、国や県に何らかの余剰が発生していれば追加も可能であり、本町においても補正予算で対応できるものと考えておりますが、限界もあり得ます。

御質問の3点目、各町内の集会所への耐震工事の適用は可能かであります。

本町では、該当する木造住宅については、耐震診断補助を平成14年度から、耐震補強工事補助は平成16年度から実施し、平成18年度からは耐震診断補助については全ての建物を対象とし、耐震補強工事補助も木造以外の建築物も要件を定め、対象となるよう制度を拡大してまいりま

したが、町内の集会所は規模などの要件、3階建て以上、床面積1,000平方メートル以上を満たさないため、この対象から外れています。

平成22年度に大庭台集会所2棟の耐震診断を補助し、補強工事については、本町が準備する地区集会施設設備補助の活用を御提案したようですが、町が準備する補助は、その補助率と補助金が対象経費の4分の1、25%以内、なおかつ100万円が限度額であったこと。さらに土砂災害警戒区域に該当する集会所もあることなどから、大庭台自治会全体の防災へと意識が進み、現在の総合集会所が新設となり、2棟の集会所は補強工事に至らなかった事例もあります。

このことから、他の自治会では、唯一の共助の場は地区集会所となることが想定できることから、今後は防災組織を構築し、自主運営をしていただく場として位置づけされる自治会へは、耐震補強工事への補助率や補助金のかさ上げを検討していく必要があるものと考えています。

以上となりますが、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の熊本地震の震災を一人一人が我がこととして捉えておられることとは思いますが、さらに一步、防災への行動が必要であると言えることから、我々行政の立場でも、さらに建築物の耐震化への対応と啓発に努めることが大切との考えに至っております。

高山議員におかれましても、自分の身は自分で守る、自助なくして公助・共助なしを合い言葉に、地域での声を行政に届けていただくとともに、啓発に御協力をお願いいたします。以上となります。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

御答弁ありがとうございました。

各部長さん方それぞれに御答弁いただきました。私が通告書で総務部長一括でも答弁のほうはいいよとオーダーしておりましたけれど、各所轄の部長にお答えをいただきまして、私の意としているところをよく酌んでいただいております。

九州地方、特に熊本では、生活の落ちつきを取り戻すにはまだまだ時間がかかります。これから震災対応についての問題点や課題が次々に上がってきますでしょうし、国のほうでは、法律も変えなければならないものもあるでしょう。先ほどの耐震基準やそこら辺がいろいろと変わってくるような気がします。

県や市町村レベルでも条例等の見直しをするところも出てきますでしょうし、岐阜県では、全福祉避難所に要配慮者の方に対し情報伝達機器を設置すると、昨日のニュース、それとけさの新聞で流れていましたし、滋賀県では、不足が課題となった福祉避難所を県の施設を市町村

が活用できるように情報提供していくということで、県レベルでは、課題対応が始まっております。御嵩町でも行政懇談会において、小国町の事例発表をして御嵩町民にそこら辺を啓発していただくということでよろしくお願いします。

副町長以下、各部長におかれましては、いま一度立ちどまって、御嵩町では震災で一人も死者を出さないという意気込みで、町長や議会に今できることを柔軟な頭で提案していただきたい、そう思っております。

町長には、秋に小国町の環境モデル都市のシンポジウムに参加されるということですので、ぜひ使用不能になった庁舎や、被害状況をしっかりと視察していただきたいと思います。個人的には防災担当者を連れて行って、一緒に見て、また防災関係の施策をしっかりとやっていただきたいと思っておりますが、私たちに不足しているのは、震度5や6を経験していないということでございます。ぜひ町長にはその目を見て、感じていただき、防災・減災施策に生かしていただきたい、そう思っております。

この御嵩町は、いざというときにはマンパワーが結集、発揮できるという町民であることを最後につけ加えまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議長（大沢まり子君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時32分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

議長のお許しをいただきましたので、保育所の老朽化について質問いたします。

本年4月の熊本地震、2011年3月の東日本大震災など、相次ぐ地震により各地で大きな被害が発生しています。さきに質問された方々もお見舞いを申されましたが、被災されました皆様にはお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、午前中、高山議員からも質問がありましたが、御嵩町も南海トラフ地震による被害が懸念されています。ことし3月に保育所等老朽化検討委員会の最終報告が出ました。また、御嵩町公共施設等総合管理計画も同じ3月に出ていますが、双方とも保育所の老朽化への対応が

大きな課題とされています。

殊に中保育所は、築後44年を経過し、老朽化も進んでいる上、耐震化も施されておらず、安全性がとても心配されます。まだ自分で自分の身を守るすべを持たない幼児にとって、安全に保育ができる環境の必要性は大きく、緊急性の順位も高いと考えます。特に耐震ができていないことに関しては問題で、この事実を知れば大きな不安を抱く保護者も多いのではないかと思います。保護者への説明はされているのでしょうか。また、保護者からそれに関する声は上がっていますか。

殊に中保育所に関しては、早期の建てかえが望まれるものですが、建てかえに際しては、さまざまな問題が考えられます。公立保育所に対する有益な交付メニューがない、民営化をどう考えていくか、複合化は検討をするのか、また複合化をすれば何と合わせるのか、例えば児童館、療育センター、幼児教育センターなどが考えられると思います。基幹保育園を御嵩町としてつくるのか、つくとすればどんな機能を持たせるのか、どれぐらいの規模を考えるのか、また全国的に今後ふえると予測される発達障害児や未満児への対応はどう考えるか、園児数の動態などなど、多くを検討しなければなりません。そのためには年度ごとの方針だけではなく、10年ぐらいの長期の保育行政の方針を決めることが必要ではないでしょうか。

質問をします。

町内には民営化の保育園が1園あります。保護者からはよい評判を聞いておりますが、その後、検討されるはずであったほか保育所の民営化についての検討の経緯も含めて、民営化をどのように考えていかれるか、基幹保育園をどう考えていくか、複合化を考えるならどんな形ですか。今後、10年規模の保育行政のビジョンはどのように考えてみえますか。保育所の保護者の現状、早期の建てかえが望まれる中保育所に対する内容、時間的展望、以上6点についてをお尋ねします。御答弁をよろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

安藤雅子議員の御質問にお答えいたします。

御質問は保育所の老朽化について、その対策における町の考え方と事業推進の内容等であります。

中保育園は、議員御指摘のとおり昭和46年に建てられ、44年が経過し、老朽化が進み、かつ耐震化も未実施のため、早急の対応策が必要とされております。また、中児童館は昭和44年建築で46年が経過、同じく施設の更新が望まれています。

昨年度、こうした施設の今後について、10人の委員から構成される老朽化対策検討委員会を

4回にわたり開催、全くの白紙状態から検討をいただき、結果、リフォームではなく新園舎の早期の建設をすべきであるなどとした、信頼性があり、かつ高い評価のできる報告をいただいたところでございます。

では、御質問について順番にお答えいたします。

まず初めに、第1点目の御質問、保育所民営化をどう考えていくかについてです。

御嵩町における保育所民営化は、御存じのとおり、平成20年度に御嵩保育園が実施済みであります。当時は保護者説明会を重ね、民営化への不安を払拭し、引き継ぎ保育の実施など、子供たちにとっても安定した保育が提供されるよう努めてまいりました。その結果、民営化後、2年間をかけて実施したアンケートや懇談会など、検証結果報告においても、総合的に満足のできるレベルであると評価され、定員も民営移管時には60人であったものが、入園希望者がふえ、その後に100人まで増加させております。また、一時保育や休日保育の新しい保育サービスの提供にも柔軟に応じていただきました。

こうした成功の実績を踏まえ、保育所運営の民営化は、子供の視点に立った保育提供及び安定継続的な運営体制の構築を条件に、今後も積極的に進めるべき道であると考えております。

次に、基幹保育園をどう考えていくかですが、基幹保育園という定義は、保育行政にはございませんが、その意味するところの考えられる一般的な役割は、特別な支援を要する児童の積極的受け入れ、職員育成の強化への主導的牽引、保育支援コーディネーターの配備、地域の子育てネットワーク事業の展開、等質的な保育実施のための保育材料や諸行事の調整であります。

現在の御嵩町での状況を見ますと、保育園が4園ありますが、1つの園が基幹的・中心的にこれらの役割を果たしているわけではなく、各園の相互連携や園長会などの協議、ぽっぽかん、福祉課担当の業務の中で、これらの役割を遂行できていると思われまます。保育所が10も20もある大きな市レベルなら基幹的な施設の存在と、意義も講じられるべきかもしれませんが、御嵩町規模での基幹保育園は、現状では必ずしも必要でないと考えます。

第3の質問は、複合化を考えるなら、どんな形かです。

今回の老朽化対策は、中保育園だけでなく、冒頭にも述べた中児童館施設の更新も対象としております。御存じのとおり、現在の中児童館敷地は国道に面し、狭小であり、保育園と同時の移転建設を考えております。ただし、児童館利用者は保育児童とは年齢格差があるため、その活動スペースの配置や施設の運営管理の方法にも配慮が必要であり、複合化というよりは、現実的には敷地を共有した併設化が妥当であると思えます。

4番目の質問、今後、10年規模の保育行政のビジョンはどう考えるかです。

現在、保育行政に特化した10年スパンでの計画はございませんが、子ども・子育て支援事業計画の5カ年計画があり、その中で全ての子育て家庭を支える体制づくりとして、幼児期の教

育、保育の充実が掲載されています。そこでは、今後少子化が進行する中で、全体の保育ニーズは低減していくが、未満児、3歳未満の保育室利用の見込みは高まりつつあり、受け入れ体制の整備、保育士、保育室の確保が課題であり、民間活力の導入促進を考慮した保育施設の充実、時間外保育の拡充がうたわれております。

第5番目の質問は、園舎の未耐震に関する中保育園保護者の状況についてです。

老朽化対策検討の中で、昨年11月に保護者説明懇談会を実施いたしました。その折に未耐震であることの説明をしております。これに対して保護者からは、改築や移転を検討する前に耐震補強などの今の安全を最優先に考えてほしいとの意見を伺っております。しかし、現状の園運営を継続した中での耐震工事の施工は物理的に困難であり、仮園舎の建設など大きな支障が生ずるものと考えます。よって、当面は有事の際での避難行動訓練などソフト的な対策を徹底しまして、早急な建てかえ事業の推進に努めてまいりたいと思います。

そして、第6番目の質問、建てかえに関しての内容と時間的展望については、新園舎の設置方法と運営主体の多様な選択肢が考えられますが、仮に施設の移転、新設を民設民営方式で進めるとした場合、事業内容は町行政側で進めるべきものと、設置運営事業者側で進めるべきものがあると思います。

まず町で進める事項は、1. 移転先用地の調査決定と取得、2. 保護者等説明会、3. 設置運営事業者の公募、4. 事業者の選考決定、5. 補助金等の協議申請、6. 旧園舎の用途処分と解体が考えられます。また、事業者で進める事項としましては、1. 移転先用地の造成、2. 新設保育園の認可申請、3. 新園舎の新築設計、4. 新園舎建設、5. 引き継ぎ保育であります。

いずれの事項も、3カ月から半年、1年と時間的にかかるものと予測されますので、トータルでは二、三年以上が見込まれますが、優先順位や手順を考慮し、各項目を並行し、かつ可能な限り先行してスピーディーに事業推進する必要があるものと考えております。もちろん町の事業としましては、議会への具体的な方針説明と議員の皆様への御理解が必要となっており、安藤議員も事業の後押しに御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

さまざまな問題がありますが、保育所は幼児の健全な育成を担う場ではありますけれども、

地震に関しては命にかかわる場所でもあります。行政も緊急性の高さはよく認識しておられ、山田議員の一般質問への答弁の中で、本日、町長も庁舎と並行しながらも保育所を先行してやっっていくというお答えがあり、これでようやく絵に描いた餅ではなくなると安堵し、うれしく思いました。

乳児も含む幼い子供たちの安全のために、一刻も早く対応を実施していただけるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、6番 山口政治君。

6番（山口政治君）

それではお許しをいただきましたので、町道の倒木、あるいは落石など、危険箇所の予見についての質問をさせていただきます。

本年4月12日付の中日新聞に、富山県南砺市の国道156号線において、国道脇の木が倒れ、通行中の高級スポーツカーを直撃、車は大破し、運転者もけがをしたという事故がありました。車の所有者は道路管理者である富山県に対し、車両代及び治療費と合わせて3,900万円の損害賠償を求め、提訴したと掲載されておりました。

本町においても、町道脇に倒木、あるいは落石の可能性のある危険と思われる箇所が多くあり、同様な事故が発生する可能性もあります。今までは幸いにも車や人にそういったものが直撃した事例は聞いてはおりませんが、車で通りかかったときに倒木が道路を塞いでおり、通れないというようなことも数回ありました。

毎日利用しております道路では、できるだけ注意をして見ており、倒木の可能性のあるような枯れ木がある場合は、自治会でやっておりますロードサポーターの作業で処理をしておりますが、全ての枯れ木に対応できるわけではないので、とても安全だとは言えない状況であります。

本町の建設課においても、道路管理の観点から町道の巡視はされておるとは思いますし、倒木や落石の回避に努めておられることと思いますが、以前、豪雨によって冠水した町道の穴に車両のタイヤがはまってアルミホイールが破損した、あるいはバンパーが破損したという事例があり、町加入の保険で所有者に損害賠償をしております。道路や側溝などのふぐあいは定期的な巡視によって危険箇所の発見は可能であり、今後、今申しあげましたような事例はなくなることを願っておりますが、倒木、あるいは落石といった危険はなかなか巡視だけでは予見するのは難しいのではないかと考えられます。

そこで質問なんですけど、巡視の際の危険度の判断基準はあるのか、またどのように確認を行

っているのか。

2つ目、平地と山間地では条件が随分違うわけですが、路線によって巡視の割合とかは変わるのかどうか。

3番目、民有林内で倒木の可能性があるような枯れ木については、所有者に撤去要請はしておられるのか。また、要請をされておれば、その要請に応じていただけない場合はどうするのか。

以上3点を伺いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、町道の倒木、落石など危険箇所の予見と題され、3点の御質問であります。

山口議員御提示の富山県の事故のほか、島根県においても県道への落石により山口大学1年生の女性が死亡し、運転をしていた母親がけがをされた事故が発生しており、島根県知事が記者会見にて、道路管理者としての責任を認め、陳謝と賠償の必要性についての検討に入ったことが報道されるなど、道路を取り巻く事故が多く発生していることから、本町においても、今まで以上に道路パトロールによる危険予知と対策が必要であると考えつつ対応しているのが現状でございます。

御質問の1点目、危険度の判定基準はあるのか、どのように確認を行っているのかにつきましては、危険度の判定基準は、道路構造物についてはございますが、私有地の立ち木や石、ブロック塀についての基準は確認ができていないため、できる限り注意深く目視をしているのが現状であります。

御質問の2点目、平地と山間地では条件が異なるが、道路により巡視の割合は変わるのかにつきましては、巡視の現状は道路パトロールを上之郷班、御嵩・中班、伏見班の3班体制にて月に2回実施しており、平地と山間地の巡視割合に差異はつけておりませんが、倒木や落石など災害の発生が懸念される山間地域については、異常気象に近い降雨などを確認した場合は、土砂災害等を警戒し、主要な路線のパトロールを即座に実施するほか、降雪時には、山間地域を中心に融雪剤散布に合わせ、倒木処理なども実施しております。

御質問の3点目、民有林の倒木の可能性が高い木の撤去要請はしているのか、要請に応じない場合はどうするのかにつきましては、民有林に存する立ち木や石、土砂などは、基本的に個人のものであり、勝手に処分することができないことから、住民からの通報やパトロールによる目視で危険を認識した場合は、注意文書の送付など、遠方の方には状況写真を添付するなど

の方法で行政指導を実施し、一定の期間を置いても対応いただけない場合は、可能な限り訪問、あるいは電話にて催促を実施し、道路の安全の確保に努めております。

これらのほかでは、農林課が担当する清流の国ぎふ・森林環境基金事業を活用し、里山林整備事業による鳥獣被害対策を目的としたバッファゾーン整備や、倒木の危険性の高い高木等の伐採を目的とした危険木除去など、山間地域を対象に対策を進めています。

また、町が実施する自主防犯パトロール、青色パトロールの実施者にも道路状況の異常の確認を依頼し、報告を受け、対応する手法もとっています。

以上となりますが、実際には住民の皆さんなどからの通報による対応も多く、迅速な危険回避につながっている現状から、通報してくださる住民や道路利用者に感謝をしているところがあります。

山口議員の御心配は、行政としても気配りをしているところであり、悲惨な事故を回避したいことも同様でありますので、今後も御協力をお願いいたしたいと思っております。以上です。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

6番 山口政治君。

6番（山口政治君）

ありがとうございました。

いろいろ巡回を定期的に行っていただいておりますということなのですが、巡回の際に気になる場所があれば、車窓からではなく、車からおりて近くで確認をいただくとか、そういったこともお願いしたいと思っております。

今後により一層安全管理に努めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、山口政治君の一般質問を終わります。

以上で通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月14日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時27分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

